

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加東市長 岩根 正

市町村名 (市町村コード)	加東市 (281)	
地域名 (地域内農業集落名)	窪田地区 (窪田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年9月22日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢70.3歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、担い手が当地区の農地を守っていく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、地区内で耕作できなくなった農地を担い手が借り受け、耕作をしていく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:23人(うち50歳代以下0人)、集落営農組織:1経営体

主な作物:水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である山田錦を中心に栽培を行う。
また、農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約を進め、団地面積の拡大を農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を預けたいときに、耕作する人は誰でもいいと申し出ていただいた方の農地については、目標地図に基づき、農地中間管理機構を通じた貸し借りをを行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
農用地の大区画化及びパイプラインの基盤整備事業の検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、加西農業改良普及センター、JAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、みのり農業協同組合への委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③スマート農業については、導入効果や費用対効果などの検証を行い、導入の検討を行う。
 ⑦担い手が耕作できない農地の管理(住宅地周辺の小さな農地)については、野菜の栽培や市民農園等の管理の検討や多面的機能支払交付金の活用による管理を行う。